

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会中間報告書

令和2年5月27日中間報告以来、現在までの経過及び結果を次のとおり報告する。

令和2年8月5日

伊東市議会議長 佐 山 正 様

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

委員長 井 戸 清 司

○経過及び結果

1 令和2年7月15日 委員会

まず、本委員会が、去る6月3日に議会から当局に対し提出をした提言書に関し、その後の当局の対応状況等について、報告を求めることとした。

報告は、本日及び次回の委員会の2日間に分けて行うこととし、この日については、報告事項を所管する関係部署のうち、企画部、危機管理部及び健康福祉部の3部の所管事項について、本委員会への説明員の出席を要請した。

報告は部ごとに行い、当局からの報告を受けた後、これに対する質疑を行うこととし、質疑に当たっては、決定行為を行うものではないことから、情報共有のための内容の確認にとどめることとして、委員の了承を求めた。

当局からの報告事項及び質疑応答の概要について、以下報告する。

まず、企画部において、情報政策課及び企画課からそれぞれの所管事項について報告がされた後、質疑応答に入った。

委員から、ウェブ会議を実施するためのマイクつきカメラの整備の経緯及び状況について質疑があり、ウェブ会議の実施状況を踏まえ、新たに10台のマイクつきカメラを準備し、必要に応じて貸出しができるようにしたことが確認された。

また、移住定住施策の推進については、今後のスケジュール感について質疑がされ、8月に業者の選定を行った後、具体的な計画ができてくる見込みであり、オンラインによる移住相談についても、今後、研究を進めることが確認された。

次に、危機管理部において、危機対策課から所管事項について報告がされた後、質疑応答に入った。

委員から、コロナ禍における避難所の開設、運営計画及び備蓄品等の状況について質疑があり、国からの指針を参考に新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルに改定する中で、3密防止の観点から、体育館等の広い空間を確保できる施設を優先的に開設し、また、在宅避難等の有効性の周知をするなど、過密状態を防止する計画となっていることが確認され、備蓄品についても、マスク、アルコール消毒液、非接触式の体温計などの感染症対策を目的とした備品を準備するとともに、必要に応じてパーティションを使用し、感染拡大を防止する対応を図ることが確認された。

次に、健康福祉部において、健康推進課、高齢者福祉課、子育て支援課及び社会福祉課から所管事項について報告がされた後、質疑応答に入った。

委員から、県内感染者数に係る情報発信の状況について質疑があり、県の取りまとめにより、県ホームページにおいて、随時、感染者数の情報等を発信していることが確認された。

また、発熱等の風邪症状があった際の対応について質疑があり、通常の風邪だと思われる症状が確認された際には、かかりつけ医を受診し、医師の判断・指示を仰ぐことになるが、自身の行動歴に照らし合わせて、感染の心配があるようであれば、保健所の相談センターに問い合わせることで、必要な検査等を行うことが望ましいとの確認がされた。このほかにも、本市の医師会がPCR検査センターを立ち上げたことから、かかりつけ医に相談することで、必要に応じて、円滑に検査等を行うことができることが確認された。

以上が、当局からの報告事項及び質疑応答の概要であり、残る提言事項に対する報告については、次回の委員会において行うこととした。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する議会の対応について協議した。

本議題については、議長からの諮問を受け、本委員会の今後の議題として取り扱うべく、委員長発議において協議事項として提案をするものであり、その趣旨を説明する中で、これを議題とすることを諮ったところ、異議なく了承されたことから、次回以降の本委員会において、議会の対応マニュアルの作成について協議を進めることに決定した。

この決定を受け、次回の協議に当たっては、事前にたたき台となる案を示した上で、意見等を準備し、協議に臨むこととした。

次に、その他の協議事項として、次回開催日程について、既に招集されている日程において開催することを確認し、第5回開催については、令和2年7月29日（水）10時からとなることを確認した。

このほかに、次期定例会までの本委員会の開催スケジュールの確認を求める発言があり、7月29日（水）は、この日に引き続き、提言に対する当局からの報告を受けるが、議会の対応マニュアルについては、その後の協議となることから、8月にも本委員会を開催する予定であることが確認された。

2 令和2年7月29日 委員会

まず、前回の本委員会に引き続き、去る6月3日に議会から当局に対し提出をした提言書に対する当局からの報告を受けることとした。

報告は、報告事項を所管する関係部署のうち、総務部、観光経済部及び教育部の残る3部の所管事項について、本委員会への説明員の出席を要請した。

報告は部ごとに行い、当局からの報告を受けた後、これに対する質疑を行うこととし、質疑に当たっては、決定行為を行うものではないことから、情報共有のための内容の確認にとどめることとして、委員の了承を求めた。

当局からの報告事項及び質疑応答の概要について、以下報告する。

まず、総務部において、財政課及び収納課からそれぞれの所管事項について報告がされた後、質疑応答に入った。

委員から、補正等の状況を踏まえた感染症対策のための事業について質疑があり、これまでは、休業要請協力金や県民宿泊推進事業などがあったが、今後は、国の補助金の状況を注視しつつ、GIGAスクール構想の加速化が進められることが確認された。

次に、観光経済部において、観光課及び産業課からそれぞれの所管事項について報告がされた後、質疑応答に入った。

委員から、海水浴場の管理運営及び感染防止対策について質疑があり、物理的な閉鎖が難しいことから、開設することでライフセーバーを配置し、一定の管理を行うことが確認され、感染防止対策として、海水浴場及び海の家の利用に関するガイドラインをそれぞれ策定し、周知することで対策を図ったことが確認された。また、利用客に感染者が確認された場合には、海水浴場の利用自粛や周辺公共施設の閉鎖を検討していることが確認された。

また、伊東市応援ギフト販売事業の実施について質疑があり、商工会議所や伊豆・い

とう地魚王国、伊東お菓子共和国などを中心として取り組み、お歳暮などのギフト利用を目的に販売力の強化を図るもので、オリジナルギフトを掲載したカタログを市民向けに配付し、購入促進を図ることが確認された。

また、県民宿泊推進事業の利用状況について質疑があり、利用者3,521名のうち、伊東市民が689名、伊東市民以外の県民が2,832名となっており、全体の約2割が伊東市民であったことが確認された。

次に、教育部において、教育総務課、教育指導課、幼児教育課及び生涯学習課からそれぞれの所管事項について報告がされた後、質疑応答に入った。

委員から、コロナウイルスの感染拡大による学校休業の基準等について質疑があり、文部科学省の指針に従い、児童・生徒や保護者の体調の変化、確認された症状により、ケースに応じて出席停止などの対応を図るものとし、児童・生徒または学校関係者が感染者となった場合には、状況に応じ、学校の全部または一部を休業とすることが確認された。

また、学校が休業となった場合の動画配信による授業やオンライン授業の取組状況及び推進体制について質疑があり、ハード面において、十分な動画配信を行えるだけの環境が整備されていないこと、また、ソフト面でも人的整備を急務としており、GIGAスクール構想に向けて来年度にはICT支援員の時間数の増加を要望していくことが確認された。

また、コロナ禍の影響を受け、心身に支障を来すケース及びその対応について質疑があり、新たな生活様式の導入により、児童・生徒のみならず教員にも疲れが出ている状況であるが、スクールサポートスタッフの配置時間を増やしたことにより、相応の時間を要する消毒作業等をお願いすることで、先生と子供たちの向き合う時間を確保するよう取り組んでいる状況が確認された。

また、3月からの学校の休業により減少した授業日数をどのように補っていくのかについて質疑があり、休業期間において、約10%授業日数が減少したが、各学校で1日の授業時間を増やし、学校行事の削減や縮小により時間数を確保することによって、標準時数の約95%が確保できる見込みであり、文部科学省からも標準時数を下回ることが必ずしも履修できなかったことになるわけではないとの通知が来ていることが確認され、子供たちの学習の深度の差については、学習支援員により補う形となることが確認された。

また、進学を控える学年に対する学習面でのサポートについて質疑があり、県の教育委員会から特別な教材の提供があったことから、これを配付していること、学習支援員による春休み中の補習等も検討しており、安心して進学できるよう体制を整えていくことが確認された。

以上が、当局からの報告事項及び質疑応答の概要であり、これをもって、提言に対する当局からの報告は全て終了したことが確認された。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する議会の対応について協議した。

本議題の趣旨として、合議機関としての議会機能の保全を図るため、感染防止策をはじめとした議会対応について、マニュアルを作成することを目的とし、その認識を共有する中で協議を進めることとした。

委員会開催に先立ち配付したマニュアルのたたき台を基に、予防策や対応策等について、意見を交わすこととしたが、この日の委員会については、全般的な意見を募る程度にとどめ、次回の委員会開催において、詳細に項目ごとに協議を進めていくこととし、これを諮ったところ、異議なく了承された。

次に、その他の協議事項として、次回委員会の開催日程について協議をし、第6回開催については、令和2年8月5日（水）10時からとすることで異議なく了承された。

3 令和2年8月5日 委員会

まず、前回の本委員会に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対する議会の対応について協議した。

協議に当たっては、事前に配付したたたき台を基に、項目ごとに順に進めることとし、質疑、意見調整を経ることで、マニュアルの案文を作成することとした。

委員からは、項目ごとに様々な意見があったが、その中で、協議によりたたき台の変更等を生じることとなった点について、まず、以下のとおり概要を報告する。

まず、項目2の議員が取るべき「感染予防対策」についてである。

「不要不急の外出の自粛をすること」とあったものについて、委員から、議員活動として、市内の声を聞きに行くなどの日頃の活動を自粛することにつながってしまうため、表記を「感染拡大地域への移動の自粛」としていただきたいとする旨の意見があり、「不要不急」については、緊急事態宣言が発出されていた段階での政府としての判断基準であったため、緊急事態宣言が解除され、経済活動を再開している状況下においては、表記が適当とは言えないとの見解から、新たに、「感染拡大地域への移動は自粛する」

と改めることとなった。

次に、項目3の「感染が疑われる症状がある場合」についてである。

発熱等の風邪の症状がある場合に、自宅療養をすることで感染拡大を防止する観点の項目であるが、「自宅療養」及び「症状が改善されてから〇日間の自宅待機」との表記について、自宅療養という自主的な表現よりも「登庁しないこと」としたほうが具体的であり、また、本項目については、あくまで自己判断に基づく対応であることから、症状改善後の自宅待機についても特段の表記を必要としないのではないかとする旨の意見があったことから、項目3(1)の前段部分については、「議員は、発熱等の風邪の症状が見られる場合は、議会事務局（以下「事務局」という。）に報告の上、自宅療養することとし、症状が改善されてから〇日間の自宅待機をするよう努めること」とあったのを「議員は、発熱等の風邪の症状が見られる場合は、議会事務局（以下「事務局」という。）に報告の上、登庁を控えること」と改めることとした。

次に、項目8の「情報の収集、共有及び提供」についてである。

委員から、情報の錯綜、誹謗中傷、誤情報の発信等を避けるため、個人的な情報発信を行わないこととする規定において、マニュアルに反した場合の取扱いとして、「必要に応じて代表者会議を開催し、対応を協議する」とされていることに関し、その文言の必要性に疑義が示された。その理由として、当該規定には、「議長から当該議員に対し厳重に注意する」との文言があるほか、議員の倫理観や道德観をもってマニュアルの遵守に努める必要があり、議員の資質として、そもそも規定に反する者はいないとの観点から、削除することが適当ではないかとの意見が述べられた。この意見により、当該文言を削除することについて諮ったところ、異議なく了承されたことから、項目8(3)の後段部分については、「なお、これに反した場合には、議長から当該議員に対し厳重に注意するとともに、必要に応じて代表者会議を開催し、対応を協議するものとする」とあったのを「なお、これに反した場合には、議長は、当該議員に対し厳重に注意するものとする」と改めることとした。

このほかの確認事項として、議会の会議において傍聴者を募らないこととする規定においては、傍聴を制限することはできないものの、議員の努力規定として、傍聴に関する問合せがあった際には、マニュアルの趣旨をご理解いただき、控えていただくよう努める旨について確認がされ、濃厚接触者の疑いがある場合の議員対応の規定においては、濃厚接触者の疑いがある場合の対応は、保健所の判断によらない自主的なものであるこ

とから、議員個人の判断に委ねられる部分が大きくなるものの、感染拡大による議会機能の停止を未然に防ぐことを目的としたマニュアルであることから、その趣旨に鑑みる中で、個々の対応指針として受け止める必要があることが確認され、市に対する情報の収集及び提供を行う際には、必ず事務局を通じて行うこととする規定においては、市の非常時対応は、同時多発的に発生する事態を俯瞰的に捉え、優先順位をつける中で柔軟に対応する必要があるものの、議員が直接、市の本部に問合せや要望等を行うことが、判断の混乱を招く可能性があることから、情報統制を行い、情報の錯綜等を防ぐ観点により規定されていることが確認された。

以上が、主な議論であり、全ての項目について意見調整を行った結果、全委員から了承が得られたことから、本委員会として、「伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアル」の案文の内容を決定した。

マニュアル書の作成については、委員会において決定した内容を取りまとめる上で、その体裁等については、正副委員長に一任の上、作成し、内容確認のために委員に配付することとした。

今後については、マニュアルの案文をもって議長への答申とし、代表者会議、議会運営委員会での確認を経て、マニュアルを全議員に配付することで運用を開始する見込みであるとして、その取扱いを説明の上、認識を共有した。

次に、その他の協議事項として、次回委員会の開催日程について協議をし、次回については、9月定例会終了後に改めて日程調整を図り、開催することとして、異議なく了承された。

以 上